



市 章

# 大津市公報

平 成 31 年 4 月 1 日  
号 外 (第 22 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 29 大津市行政組織規則の一部を改正する規則..... 2
- 30 大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則..... 7
- 31 大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則..... 7
- 32 大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則..... 8
- 33 大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則..... 8
- 34 大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則..... 8
- 35 大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則..... 9
- 36 大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則..... 9
- 37 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 9
- 38 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則.....10
- 39 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....11
- 40 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....12
- 41 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....12
- 42 大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則.....13
- 43 大津市有車両管理規則の一部を改正する規則.....13
- 44 大津市財務規則の一部を改正する規則.....14
- 45 大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則.....14
- 46 大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則.....14
- 47 大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則.....15

### 訓 令

- 2 大津市庁議規程の一部改正.....15
- 3 大津市事務決裁規程の一部改正.....16
- 4 市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正.....21
- 5 大津市職員服務規程の一部改正.....21
- 6 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正.....22
- 7 大津市保健所事務決裁規程の一部改正.....22
- 8 大津市土地利用問題協議会規程の一部改正.....22

### 告 示

- 89 昭和12年告示第6号(市政功労者表彰規程)の一部改正.....22
- 90 平成8年告示第65号(政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例に基づく報告書の閲覧場所の指定について)の一部改正.....23

### 福 祉 事 務 所 訓 令

- 1 大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正.....23

### 企 業 局 管 理 規 程

- 3 大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程.....23
- 4 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係企業局管理規程の整理に関する規程.....24
- 5 大津市企業局指令室設置規程及び大津市ガス特定運営事業等審査委員会規程の廃止.....25
- 6 大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....25
- 7 大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....26
- 8 大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....28
- 9 大津市企業局会計規程の一部改正.....29

### 監 査 委 員 規 程

- 1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程の一部改正.....42

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第29号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則 ( 昭和61年規則第12号 ) の一部を次のように改正する。

「企画調整課

第 2 条第 1 項中 広域事業調整課 を「企画調整課」に、「情報管理係 システム第 1 係」を「システム第 1 秘書課」

係」に、「人権・男女共同参画課」を「人権・男女共同参画課 ( 所在地 : 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 ) 」に、「市民税課 税制係 市民税第 1 係 市民税第 2 係 法人・事務所税係」を「市民税課」に、「市民スポーツ・国体推進課 管理係 振興係」を「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 管理係 振興係 国スポ・障スポ推進係」に、「届出受付係」を「施設管理係 届出受付係」に、「福祉政策課 福祉政策係 地域福祉係」を「福祉政策課」に、「給付係 賦課係」を「管理賦課係 資格給付係」に、路政課 路政係 用地係 審査係 境界地籍係 道路・河川管理課 施設管理係 街路

1 係 用地第 2 係 橋梁係 界地籍係 を「路政課 路政係 用地係 審査係 境界地籍係 道路・河川課 管理係 建設係 用地係 維持第 1 係 維持樹管理係 維持第 1 係 維持第 2 係 河川係」

第 2 係 河川係」に改め、同条第 3 項中 「総務部 企画調整課 データラボ」を「政策調整部 イノベーションラボ 市長公室 総務部 コンプライアンス推進室」に、

「地域ビジネス推進室」を「地域ビジネス推進室 プレミアム付商品券発行業務室」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「文化・青少年課」を「市民税課、文化・青少年課」に改める。  
第 3 条第 1 項政策調整部の表企画調整課の項第 8 号中「の策定」を削り、同課の項第 21 号中「及びデータラボ」を削り、同号を同課の項第 26 号とし、同課の項第 18 号から第 25 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同課の項第 17 号の次に次の 5 号を加える。

- 新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- その他国・県の広域的道路事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 大戸川ダム対策本部に関すること。

- (21) 大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (22) その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表広域事業調整課の項及び秘書課の項を削り、同部の表情報システム課情報管理係の項を削り、同課システム第 1 係の項に次の 2 号を加える。  
地域情報化に関すること。  
課の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表情報システム課システム第 2 係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

情報セキュリティ対策に関すること。

第 3 条第 1 項総務部の表市民税課の項を次のように改める。

市民税課	税制の総括及び調査研究に関すること。 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 市税の諸証明及び窓口事務の総括に関すること。 個人市県民税の賦課及び調定に関すること。 個人市県民税に係る各種統計報告に関すること。
------	---

	<p>所得税との調整に関すること。          農業所得に関すること。          事業所税の賦課及び調定に関すること。          軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課及び調定に関すること。          原動機付自転車標識の交付に関すること。          法人市民税の賦課及び調定に関すること。          租税教育の推進に関すること。          公印の保管に関すること。          課の一般庶務に関すること。</p>
--	---

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課自治協働係の項中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同係の項第 10 号中「施設整備等」を「管理運営」に改め、同号を同係の項第 11 号とし、同係の項中第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

まちづくり協議会の設立及び運営の支援に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課生活安全係の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同係の項第 5 号中「交通安全思想の普及及び」を「交通安全の」に改め、同号を同係の項第 4 号とし、同係の項中第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部の表市民スポーツ・国体推進課の項中「市民スポーツ・国体推進課」を「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課」に改め、同課振興係の項第 7 号を次のように改める。

国際スポーツ交流事業に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課振興係の項の次に次のように加える。

国スポ・障スポ 推進係	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催の準備に関すること。
----------------	------------------------------------

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課庶務係の項中第 2 号から第 4 号まで削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号から第 12 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 13 号を削り、第 14 号を第 10 号とし、第 15 号を第 11 号とし、第 16 号を削り、第 17 号を第 12 号とし、第 18 号を第 13 号とし、同係の項の次に次のように加える。

施設管理係	<p>墓地及び納骨堂に関すること。          改葬許可に関すること。          志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理者による管理に関すること。          志賀聖苑及び大津聖苑に係る地域との協議に関すること。          志賀聖苑及び大津聖苑の周辺地域の整備に関すること。</p>
-------	---

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課届出受付係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、同課記録整備係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号を第 8 号とし、第 11 号を削り、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号を第 10 号とし、同課登録証明係の項第 2 号中「各種証明書」の次に「受付、」を加え、同係の項第 3 号を削り、同係の項第 4 号中「住民票」を「住民基本台帳」に改め、同号を同係の項第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

住民基本台帳カードに関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課登録証明係の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同係の項第 10 号中「事前登録型本人通知制度」を「本人通知制度」に改め、同号を同係の項第 9 号とし、同係の項第 11 号を同係の項第 10 号とし、同課カード交付係の項に次の 2 号を加える。

住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。

特定個人情報の保護に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課の項を次のように改める。

福祉政策課	<p>福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。          大津市社会福祉審議会に関すること。          社会福祉統計に関すること。          民生委員及び児童委員に関すること。          戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。          災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用業務に関すること。</p>
-------	--

	<p>大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関すること。</p> <p>無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。</p> <p>地域福祉活動推進事業に関すること。</p> <p>社会福祉法人大津市社会福祉協議会との調整に関すること。</p> <p>成年後見制度利用支援に関すること。</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること（他課の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>ふれあいセンターとの連絡調整に関すること。</p> <p>ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。</p> <p>部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。</p> <p>公印の保管に関すること。</p> <p>課及びふれあいセンターの一般庶務に関すること。</p>
--	--

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表障害福祉課管理係の項第 2 号中「大津市障害者計画」を「おおつ障害者プラン」に改め、同係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課認定審査係の項第 10 号中「療育手帳」の次に「、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療に関するものに限る。）」を加え、同課障害福祉係の項第 5 号を次のように改める。

手話施策推進事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表保育幼稚園課施設係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課給付係の項及び同課賦課係の項を次のように改める。

管理賦課係	<p>国民健康保険事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>諸証明の発行に関すること。</p> <p>国民健康保険の趣旨の普及に関すること。</p> <p>国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。</p> <p>大津市国民健康保険診療所に関すること。</p> <p>国民健康保険料の賦課及び調整に関すること。</p> <p>国民健康保険料決定通知書、変更通知書及び納付書の発行に関すること。</p> <p>公印の保管に関すること。</p> <p>課の一般庶務に関すること。</p>
資格給付係	<p>国民健康保険の給付に関すること。</p> <p>国民健康保険被保険者の資格に関すること。</p> <p>国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。</p> <p>療養諸費の審査、支払等に関すること。</p> <p>国民健康保険の医療費の適正化に関すること。</p> <p>国民健康保険高額療養費の貸付に関すること。</p> <p>第三者行為による保険給付及び損害賠償に関すること。</p> <p>国民健康保険の事業報告及び統計に関すること。</p>

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課高齢者医療係の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

後期高齢者医療の保健事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表農林水産課農業係の項第 16 号中「、田園づくり振興課」を削り、同課林業・水産係の項中第 10 号を第 12 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく生産森林組合の認可等に関すること。

森林経営管理法（平成30年法律第35号）に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表住宅課施設管理係の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同課入居管理係の項に次の 1 号を加える。

行政財産の使用許可、境界関係等敷地管理に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表開発調整課管理係の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、

第 5 号を第 3 号とし、同係の項第 6 号中「のうち未登記のもの」を削り、同号を同係の項第 4 号とし、同係の項第 7 号を同係の項第 5 号とし、同係の項第 8 号中「開発及び」を削り、同号を同係の項第 6 号とし、同係の項第 9 号を同係の項第 7 号とし、同課指導係の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

市街化区域外における大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成 29 年条例第 53 号）に基づく太陽光発電設備の設置の規制等に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表開発調整課審査係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

市街化区域における大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づく太陽光発電設備の設置の規制等に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表建築指導課管理係の項第 13 号中「及び生活道路整備推進室」を削り、同課建築安全推進係の項第 4 号中「昇降機設備」を「昇降機設備等」に改め、同係の項第 5 号を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく認定等に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表中道路建設課の項を削り、同部の表道路・河川管理課の項中「道路・河川管理課」を「道路・河川課」に改め、同課施設管理係の項中「施設管理係」を「管理係」に改め、同係の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

社会資本整備総合交付金に関すること（他課の分掌事務に属するものを除く。）。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表道路・河川課管理係の項第 10 号を同係の項第 9 号とし、同係の項の次に次のように加える。

建設係	都市計画道路及び広場の事業認可に関すること。 都市計画道路及び広場の工事に関すること。 地域幹線道路網整備計画に関すること。 道路及び橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。 橋りょうの維持管理に関すること。 橋りょうに係る災害復旧工事に関すること。
用地係	都市計画道路及び広場の事業認可（建設係の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 都市計画道路及び広場に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。 道路及び橋りょうの新設及び改良に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表道路・河川課街路樹管理係の項を削り、同課維持第 1 係の項に次の 3 号を加える。

街路樹（逢坂学区以南のものに限る。）の維持管理に関すること。

街路樹（逢坂学区以南のものに限る。）の整備に関すること。

緑地台帳（逢坂学区以南のものに限る。）に関すること。

第 3 条第 1 項未来まちづくり部の表道路・河川課維持第 2 係の項に次の 3 号を加える。

街路樹（長等学区以北のものに限る。）の維持管理に関すること。

街路樹（長等学区以北のものに限る。）の整備に関すること。

緑地台帳（長等学区以北のものに限る。）に関すること。

第 3 条第 2 項の表保健総務課企画総務係の項第 13 号中「課」の次に「、地域医療戦略室」を加え、同号を同係の項第 14 号とし、同係の項中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同係の項第 9 号中「火葬場」の次に「の経営の許可等」を加え、同号を同係の項第 10 号とし、同係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との連絡調整に関すること。

第 3 条第 2 項の表健康推進課健康支援係の項を次のように改める。

健康支援係	健康増進（がん検診に関するものを除く。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。
-------	--

	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。</p> <p>国民健康保険の保健事業に関すること。</p> <p>生活習慣病等の疾病対策に関すること。</p> <p>健康教育、健康相談及び健康づくり教室に関すること。</p> <p>各種の健康診査及び検診(乳幼児健康診査並びに歯周病検診及びがん検診を除く。)に関すること。</p>
--	--

第 3 条第 2 項の表健康推進課成人検診系の項を次のように改める。

成人検診係	<p>健康増進(がん検診に関するものに限る。)に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。</p> <p>がん対策の普及及び啓発に関すること。</p> <p>がん検診に関すること。</p> <p>肝炎ウイルス検診に関すること。</p>
-------	---

第 3 条第 3 項の表コンプライアンス推進室の項の前に次のように加える。

イノベーションラボ	<p>デジタルイノベーション戦略の推進に関すること。</p> <p>デジタルイノベーションの利活用による市民生活の利便性及び行政効率の向上に関すること。</p> <p>データに基づく政策決定の推進に関すること。</p> <p>スマートシティの推進に関すること。</p> <p>シェアリングエコノミーの推進に関すること。</p> <p>イノベーションラボの一般庶務に関すること。</p>
市長公室	<p>市長及び副市長の総合的な日程調整に関すること。</p> <p>市長及び副市長の政策に係る調整に関すること。</p> <p>秘書に関すること。</p> <p>交際及び渉外に関すること。</p> <p>市長の資産等の公開に関すること。</p> <p>褒賞及び表彰に関すること。</p> <p>名誉市民に関すること。</p> <p>室の一般庶務に関すること。</p>

第 3 条第 3 項の表市民センター改革推進室の項に次の 1 号を加える。

支所機能の在り方の検討に関すること。

第 3 条第 3 項の表データラボの項を削り、地域ビジネス推進室の項の次に次の 1 項を加える。

プレミアム付商品券発行業務室	プレミアム付商品券の発行に関すること。
----------------	---------------------

第 3 条第 3 項の表交通戦略室の項中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

自転車駐車場の整備及び管理に関すること。

放置自転車等の対策に関すること。

第 3 条第 3 項の表地域医療戦略室の項中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

在宅医療に関すること。

**附 則**

( 施行期日 )

**第 1 条** この規則は、公布の日から施行する。

( 大津市庁舎管理規則の一部改正 )

**第 2 条** 大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第 4 号)の一部を次のように改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「秘書課長」を「市長公室長」に、「秘書課」を「市長公室」に改める。

( 大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部改正 )

**第 3 条** 大津市大戸川ダム対策本部設置規則(昭和61年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「政策調整部広域事業調整課」を「政策調整部企画調整課」に改める。

別表第 1 未来まちづくり部の項中

道路建設課長
路政課長
道路・河川管理課長

を

路政課長
道路・河川課長

に改める。

( 大津市準用河川管理規則の一部改正 )

**第 4 条** 大津市準用河川管理規則 ( 昭和 62 年規則第 5 号 ) の一部を次のように改める。

第 2 条中「未来まちづくり部道路・河川管理課」を「未来まちづくり部道路・河川課」に改める。

( 大津市青少年対策本部設置規則の一部改正 )

**第 5 条** 大津市青少年対策本部設置規則 ( 平成 13 年規則第 70 号 ) の一部を次のように改める。

別表第 1 中「市民スポーツ・国体推進課長」を「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課長」に改める。

( 大津市スポーツ推進審議会規則の一部改正 )

**第 6 条** 大津市スポーツ推進審議会規則 ( 平成 26 年規則第 55 号 ) の一部を次のように改める。

第 7 条中「市民部市民スポーツ・国体推進課」を「市民部市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課」に改める。

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 30 号**

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則 ( 平成 28 年規則第 108 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条驚見副市長の項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

政策調整部に属する事務

第 2 条驚見副市長の項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

消防局に属する事務

教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員に補助執行させている事務

第 2 条井村副市長の項を次のように改める。

玉井副市長

産業観光部に属する事務

環境部に属する事務

未来まちづくり部に属する事務

企業局との調整に関する事務

農業委員会の事務局の職員に補助執行させている事務

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 31 号**

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則 ( 平成 26 年規則第 91 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「環境部政策監」を「環境部次長」に改める。

別表第 2 中「経営戦略課長」を「経営戦略室長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第32号**

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則（平成27年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「政策調整部政策監」を「政策調整部次長」に改める。

第 4 条第 3 項中「政策統括監」を「政策調整部長」に改める。

「

別表第 1 中		政策統括監		を
	政策調整部	政策調整部長		」

「

政策調整部	政策調整部長		に、「総務部政策監」
-------	--------	--	------------

」

を「総務部次長」に、「市民部政策監」を「市民部次長」に、「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に、「健康保険部政策監」を「健康保険部次長」に、「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に、「環境部政策監」を「環境部次長」に、「未来まちづくり部政策監」を「未来まちづくり部次長」に改める。

別表第 2 中「企業総務長」を「企業総務部企業総務長」に、「教育委員会政策監」を「教育委員会事務局政策調整監」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第33号**

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則

大津市男女共同参画推進委員会設置規則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「政策調整部政策監」を「政策調整部次長」に、「総務部政策監」を「総務部次長」に、「市民部政策監」を「市民部次長」に、「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に、「健康保険部政策監」を「健康保険部次長」に、「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に、「環境部政策監」を「環境部次長」に、「未来まちづくり部政策監」を「未来まちづくり部次長」に改める。

別表第 2 中「企業総務長」を「企業総務部企業総務長」に、「教育委員会政策監」を「教育委員会事務局政策調整監」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第34号**

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則(平成23年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市民部政策監」を「市民部次長」に改める。

別表第1中「政策調整部政策監」を「政策調整部次長」に、「総務部政策監」を「総務部次長」に、「市民部政策監」を「市民部次長」に、「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に、「健康保険部政策監」を「健康保険部次長」に、「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に、「環境部政策監」を「環境部次長」に、「未来まちづくり部政策監」を「未来まちづくり部次長」に改める。

別表第2中「企業総務長」を「企業総務部企業総務長」に、「教育委員会政策監」を「教育委員会事務局政策調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則(平成9年規則第81号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「環境部政策監」を「環境部次長」に改める。

別表第1中「道路・河川管理課長」を「道路・河川課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第36号

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則(平成元年規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務部政策監」を「総務部次長」に、「市民部政策監」を「市民部次長」に、「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に、「健康保険部政策監」を「健康保険部次長」に、「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に、「環境部政策監」を「環境部次長」に、「未来まちづくり部政策監」を「未来まちづくり部次長」に改める。

別表第2中「企業総務長」を「企業総務部企業総務長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第37号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「政策統括監の職及び」を削る。

別表第1中「政策調整部政策監」を「政策調整部次長」に、「総務部政策監」を「総務部次長」に、「市民部政策監」を「市民部次長」に、「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に、「健康保険部政策監」を「健康保険部次長」に、「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に、「環境部政策監」を「環境部次長」に、「未来まちづくり部政策監」を「未来まちづくり部次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表次長の項を次のように改める。

次長	部	所掌事務を掌理し、事務事業の調整を図るとともに、部内の危機管理に関する事務の遂行に当たり、所属職員を指揮監督する。
----	---	---

第 2 条第 1 項の表政策統括監の項、理事の項及び政策監の項を削り、同表データラボマネージャーの項を次のように改める。

イノベーションラボマネージャー	政策調整部	新たなテクノロジー及びオープンデータの活用に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----------------	-------	--

第 2 条第 1 項の表施設管理監の項を削り、同表国体・スポーツ推進監の項を次のように改める。

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監	市民部	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催の準備に係る事務を総括し、及びスポーツの推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------------------	-----	---

第 2 条第 1 項の表観光振興監の項を削り、同表技監の項の次に次のように加える。

都市計画監	未来まちづくり部	都市計画に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	----------	---

第 2 条第 2 項の表中

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	を
副参事			
主幹			
主査			

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	に	
専門員				特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事				担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主幹				
主査				

改め、同条第 3 項の表中

参事	必要と認める出先機関等	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	を	
専門員				特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事				担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主幹				
主査				

参事	必要と認める出先機関等	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	に
副参事			
主幹			
主査			

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第39号**

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次に掲げる」を「本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡及び来庁者の応接並びに文書及び物品の收受及び保管に関する」に改め、同項各号を削る。

第 7 条の 2 第 1 項中「前条第 1 項第 2 号に掲げる」を「前条第 1 項に規定する」に改める。

第 8 条中「条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第 8 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第 8 条の 2 中「条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

**第 8 条の 2 の 2** 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

次号に規定する所属以外の所属に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1 月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1 年において勤務する所属が次号に規定する所属からこの号に規定する所属となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が定める期間において任命権者が定める時間及び月数

他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

- ア 1 月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満  
 イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について720時間  
 ウ 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 月当たりの平均時間について80時間  
 エ 1 年のうち 1 月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 月
- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、市民生活に重大な影響を及ぼす事案への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。任命権者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成31年 8 月31日までの間は、改正後の第 8 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5 月の期間」とあるのは、「5 月の期間（平成31年 4 月以降の期間に限る。）」とする。

-----

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第40号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 号中「第 6 号までに規定する」を「第 4 号まで若しくは第 7 号に掲げる」に改め、同条に次の 1 号を加える。

その退職に引き続き第16条第 1 項第 5 号又は第 6 号に掲げる者となった職員

第13条中「前条第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

第16条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規定する退職派遣者

第18条第 2 号中「第12条第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第41号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表 4 級の項中「及び比叡ふれあいセンター所長に限る。）」を「、北部子ども療育センター所長及び東部子ども療育センター所長に限る。）及び場長」に改め、別表第 1 第 1 項の表 4 級の項の次に次のよ

うに加える。

5級	副所長の職務
----	--------

別表第1第1項の表6級の項中「交通戦略室長」を「救急高度化推進室長」に改め、「、リーダー」を削り、「7級に掲げられた専門員を除く」を「公共施設マネジメント推進課専門員に限る」に改め、「(7級に掲げられた支所長を除く。)」及び「中ふれあいセンター所長、北部子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長、」を削り、「及び衛生プラント所長」を「、衛生プラント所長及び和邇文化センター所長」に改め、「(7級に掲げられた園長を除く。)、次長(7級に掲げられた次長を除く。)、副所長」を削り、別表第1第1項の表7級の項中「(6級)の次に「及び8級」を加え、「保育指導監」を「リーダー、保育指導監、幼児教育指導監」に、「児童クラブ課専門員」を「広報課専門員」に改め、「、支所長(木戸支所長、長等支所長、平野支所長、南郷支所長及び瀬田東支所長に限る。)」を削り、「、6級及び8級」を「及び6級」に改め、「及び9級」及び「、園長(和邇保育園長、朝日が丘保育園長及び晴嵐保育園長に限る。)」を削り、「図書館次長」を「出納室次長」に、「及び選挙管理委員会事務局次長」を「、選挙管理委員会事務局次長及び農業委員会事務局次長」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「政策監」を「室長(市長公室長に限る。)」に、「施設管理監、国体・スポーツ推進監、観光振興監」を「働き方改革監、行政改革推進監、市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監」に改め、「技監」の次に「、都市計画監」を加え、「所長(和邇文化センター所長に限る。)」を「教育委員会事務局政策調整監」に改め、「(選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長に限る。)」を削り、別表第1第1項の表9級の項中「政策統括監、」及び「、理事」を削り、「、館長(図書館長に限る。)、消防局長及び事務局長(8級に掲げられた事務局長を除く。)」を「及び消防局長」に改め、別表第1第2項アの表中3級の項を削り、別表第1第2項アの表4級の項を次のように改める。

4級	保健所長及び専門員の職務
----	--------------

別表第1第2項イの表5級の項中「係長」を「相当高度の知識又は経験を必要とする係長」に改め、別表第1第2項イの表5級の項の前に次のように加える。

4級	係長の職務
----	-------

別表第1第2項ウの表4級の項中「及び南すこやか相談所長」を「、南すこやか相談所長及び瀬田すこやか相談所長」に改める。  
 別表第3の2の部一の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部二の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第42号**

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員退職手当支給条例施行規則(昭和57年規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条の2第2項第19号」を「第5条の2第2項第24号」に改める。

第5条中「第19号」を「第24号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市有車両管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第43号**

大津市有車両管理規則の一部を改正する規則

大津市有車両管理規則(昭和57年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 74 条の 2 第 1 項」を「第 74 条の 3 第 1 項」に改める。  
第 4 条第 3 項中「第 74 条の 2 第 4 項」を「第 74 条の 3 第 4 項」に改める。  
第 12 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 1 項中「総務部政策監」を「総務部次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 44 号**

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成 9 年規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「選挙管理委員会事務局長」を「選挙管理委員会事務局長」に、「農業委員会事務局長」を「農業委員会事務局長」に改める。

第 57 条中「未来まちづくり部道路・河川管理課」を「未来まちづくり部道路・河川課」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 45 号**

大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所処務規則（昭和 56 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第 46 号**

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所長委任規則（昭和 58 年規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 55 条の 4 第 2 項」の次に「（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 9 号中「就労自立支援金」を「就労自立給付金」に改め、同条中第 15 号を第 18 号とし、第 14 号を第 17 号とし、第 13 号を第 15 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

生活保護法第 78 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による徴収金の徴収に関すること。

第 2 条中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 13 号とし、同条第 10 号中「第 55 条の 5」を「第 55 条の 6」に改め、同号を同条第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

生活保護法第 55 条の 7 第 1 項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。

第 2 条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

第 6 条第 2 号中「に規定する扶養義務者からの費用」を「、第 77 条の 2 及び第 78 条の規定による費用等」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 10 号中「第 21 条の 5 の 28」を「第 21 条の 5 の 29」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条中第 11 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 16 号中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 17 号を第 16 号とし、第 18 号から第 44 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 16 号の改正規定（「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改

める部分に限る。 ) は、平成31年 6 月 1 日から施行する。

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第47号**

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則 ( 昭和44年規則第41号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 必要があるときは、消防局長の下に次長を置くことができる。

第 3 条第 7 項中「第 2 項各号、」を削り、同条第 8 項中「及び管理監」及び「、室長」を削り、「消防司令長」の次に「、室長は消防司令長又は消防司令」を加える。

第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第11項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項第 1 号中「、管理監」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**大津市訓令第 2 号**

大津市庁議規程 ( 平成 3 年訓令第 4 号 ) の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

「第 2 章 二役会議 ( 第 2 条 - 第 6 条 )

第 3 章 部長会議 ( 第 7 条 - 第11条 )

目次中 第 4 章 政策調整会議 ( 第12条 - 第16条 ) を 第 3 章 政策調整会議 ( 第 7 条 - 第11条 ) に改め

第 5 章 所属長会議 ( 第17条 - 第21条 )

第 4 章 補則 ( 第12条 - 第15条 )

第 6 章 補則 ( 第22条 - 第25条 )

る。

第 1 条中「市長の意思決定に必要な協議」を「審議等」に、「二役会議、部長会議、政策調整会議及び所属長会議」を「部長会議及び政策調整会議」に改める。

第 2 章を削る。

第 7 条中「審議し、及び策定」を「審議」に、「各部局」を「各機関及び各部局」に改め、第 3 章中同条を第 2 条とする。

第 8 条第 2 号中「政策統括監及び」を削り、同条を第 3 条とする。

第 9 条の見出しを「 ( 会議の開催 ) 」に改め、同条を第 4 条とする。

第10条の見出しを「 ( 会議の主宰及び進行 ) 」に改め、同条を第 5 条とする。

第11条第 2 号中「二役会議」を「市長及び副市長」に改め、同条第 3 号中「二役会議での決定事項に係る」を「重要な施策に関する」に改め、同条第 4 号中「各部局」を「各機関及び各部局」に改め、同条第 5 号中「答弁内容」を「答弁」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 章を第 2 章とする。

第12条中「並びに二役会議」を削り、「各部局」を「各機関及び各部局」に改め、第 4 章中同条を第 7 条とする。

第13条中「総務部長が指名する政策監、」を「その指名する各機関又は各部局の」に、「 ( 政策監、次長」を「 ( 次長」に、「部局」を「機関又は部局」に改め、同条を第 8 条とする。

第14条の見出しを「 ( 会議の開催 ) 」に改め、同条中「認めるとき随時に開催することができる」を「認めるとき随時に開催する」に改め、同条を第 9 条とする。

第15条の見出しを「 ( 会議の主宰及び進行 ) 」に改め、同条第 2 項中「政策調整部政策監」を「政策調整部次長」に改め、同条を第10条とする。

第16条第 2 号中「二役会議及び」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とし、同条を第11条とする。

第 4 章を第 3 章とする。

第 5 章を削る。

第 22 条第 1 項中「各部局」を「各機関又は各部局」に、「付議すべき」を「付すべき」に、「に、庁議付議書（別記様式）に必要事項を記入し、関係資料を添えて」を「が定めるところにより、付議事項に関する資料を」に改め、同条第 2 項中「部長会議、政策調整会議及び所属長会議の庁議付議書は、」を「前項の資料は、庁議の」に改め、同条第 3 項中「各部局から提出された付議事項等」を「前 2 項の規定により提出された資料に係る付議事項」に、「事案を整理し」を「これを整理した上」に改め、第 6 章中同条を第 12 条とする。

第 23 条中「部長会議、政策調整会議及び所属長会議」を「庁議」に改め、同条を第 13 条とする。

第 24 条中「で行う」を「において処理する」に改め、同条を第 14 条とする。

第 25 条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第 15 条とする。

第 6 章を第 4 章とする。

「付 則」を「附 則」に改める。

別記様式を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 大津市訓令第 3 号

大津市事務決裁規程（昭和 56 年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 10 号中「及び第 2 項に規定する次長並びに」を「に規定する次長及び室長（市長公室長に限る。）、同条第 2 項に規定する次長、」に改め、「及び出納室次長」を削り、同条第 11 号中「室長（」の次に「前号及び」を加え、「並びに同条第 3 項に規定する支所長（市長が指定する支所長に限る。）、」を「、同条第 3 項に規定する」に改め、「及び課長」の次に「並びに出納室次長」を加え、同条第 12 号中「及び交通戦略室長」、「（前号に規定する支所長を除く。）」、「中ふれあいセンター所長、」、「北部子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」及び「及び皇子が丘児童館長」を削り、同条第 13 号中「比叡ふれあいセンター所長」を「北部子ども療育センター所長、東部子ども療育センター所長」に改める。

第 5 条の 2 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 6 条の 2 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 イノベーションラボマネージャーは、政策調整部長の命を受け、新たなテクノロジー及びオープンデータの活用に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、イノベーションラボマネージャーは、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を削り、第 8 項を第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監は、市民部長の命を受け、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催の準備に係る事務を総括し、及びスポーツの推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監は、市民部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 中第 9 項及び第 10 項を削り、第 11 項を第 8 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

9 都市計画監は、未来まちづくり部長の命を受け、都市計画に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、都市計画監は、未来まちづくり部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 第 12 項を同条第 10 項とする。

第 7 条第 1 項中「若しくは政策監」を削り、同条第 2 項中「並びに次長及び政策監」を「及び次長」に改める。

第 10 条第 3 項及び第 4 項中「福祉子ども部政策監」を「福祉子ども部次長」に改め、同条第 5 項中「若しくは政策監」を削り、同条第 6 項中「児童クラブ課専門員に限る」を「公共施設マネジメント推進課専門員を除く」に、「福祉子ども部長、福祉子ども部政策監又は児童クラブ課長」を「部長、次長又は課長」に、「福祉子ども部長又は福祉子ども部政策監」を「部長又は次長」に改め、同条第 7 項中「児童クラブ課専門員を除く」を「公共施設マネジメント推進課専門員に限る」に改める。

第 11 条第 1 項中「子ども療育センター所長、」を削り、同条第 2 項中「（第 2 条第 12 号に掲げる支所長に限る。）」を削る。

第 16 条第 4 項中「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に改め、同条第 5 項中「健康保険部政策監」を

「健康保険部次長」に改め、同条第 6 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 9 号及び第 10 号を削り、第 11 号を第 7 号とし、第 12 号を第 8 号とし、第 13 号を削り、第 14 号を第 9 号とし、第 15 号から第 27 号までを 5 号ずつ繰り上げ、第 28 号から第 30 号までを削り、第 31 号を第 23 号とし、第 32 号を第 24 号とする。

第 18 条第 1 項の表中「(参事及び専門員(児童クラブ課専門員に限る。))を含む。以下この表において同じ。 )」、「(副参事及び専門員(児童クラブ課専門員を除く。))を含む。以下この表において同じ。 )」及び「(主幹及び主査を含む。以下この表において同じ。 )」を削る。

別表第 1 号の表 1 の部 4 の項中	財政課長	財政課長の合議は、予算(将来の財政負担を含む。)を伴うものに限る。	を			に
----------------------	------	-----------------------------------	---	--	--	---

改め、同部 5 の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「要綱」を「規則、訓令及び要綱」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、別表第 1 号の表 3 の部 5 の項中「秘書課長」を「市長公室長」に改め、同部 11 の項中「財政課長の合議は」の次に「予算執行方針に定める場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項第 4 号中「30 万円以上 50 万円以下のもの(長期継続契約については 50 万円以下のもの)については、財政課長補佐の合議とする」を「財政課長の合議は、予算執行方針に定めるところによる」に改め、同部 23 の項中

「秘書課長  
 財政課長  
 契約検査課長  
 出納室長」  
 を「契約検査課長  
 出納室長」  
 に改め、「財政課長及び」を削り、別表第 1 号の表 5 の部 1 の項を次のように改める。

1 不動産の買収の決定  買収不動産の 1 件の予定価格又は評価額が 1,000 万円以上のもの 買収不動産の 1 件の予定価格又は評価額が 300 万円以上 1,000 万円未満のもの 買収不動産の 1 件の予定価格又は評価額が 100 万円以上 300 万円未満のもの 買収不動産の 1 件の予定価格又は評価額が 100 万円未満のもの				財政課長 管財課長	財政課長の合議は、50 万円を超えるものに限る。
---	--	--	--	--------------	--------------------------

別表第 1 号の表 5 の部 4 の項中	財政課長 管財課長		を	財政課長 管財課長	財政課長の合議は、予算執行方針に定めるものに限る。	に改
----------------------	--------------	--	---	--------------	---------------------------	----

め、同項第 3 号中「10 万円以上 50 万円未満のもの(長期継続契約については 50 万円未満のもの)については、財政課長補佐の合議とする。」を削り、同部 9 の項中

を





	5 県に対する確知所有者不同意森林に係る勧告及び裁定の申請 6 県に対する所有者不明森林に係る裁定の申請 7 経営管理権集積計画に基づく供託の決定 8 経営管理権実施権配分計画の決定、変更又は取消し 9 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の決定 10 災害等防止措置命令 重要なもの その他のもの														
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号産業観光部の表公設地方卸売市場管理課の部 1 の款 1 の項を次のように改める。

1 運営に関する事務 重要なもの その他のもの																
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号産業観光部の表公設地方卸売市場管理課の部 2 の款 1 の項及び 2 の項並びに 3 の款 1 の項から 4 の項まで、6 の項、7 の項、10 の項及び 13 の項から 17 の項までの規定中

「

」

に改め、同号未来まちづくり部の表開発調整課の部に次の 1 款を加える。

「

」

5 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する事務	1 特定事業の許可 事業区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの 事業区域の面積が 1 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満のもの 事業区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの並びに特定事業の変更の許可（事業区域の変更に関するものを除く。） 2 工事検査済通知書の交付 事業区域の面積が 1 ヘクタール以上のもの 事業区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの														
---------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号未来まちづくり部の表中「道路・河川管理課」を「道路・河川課」に改め、同部の表道路・河川課の部に次のように加える。

3 損失補償の処理に関する事務	1 不動産の買収に係る損失補償の処理（100万円未満のものに限る。）							財政課長	合議は、予算執行方針に定めるところによる。
-----------------	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	------	-----------------------

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 4 号

市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成 6 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 1 項の表選挙管理委員会事務局次長の項を次のように改める。

選挙管理委員会事務局次長	課長
選挙管理委員会事務局の副参事	課長補佐

第 3 条の表監査委員事務局長の項中「部長」を「次長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 監査委員の事務局の職員が行う市長権限事務のうち、大津市事務決裁規程別表に規定する部長決裁事項は、総務部長が決裁する。

第 4 条第 1 項の表農業委員会事務局次長の項を次のように改める。

農業委員会事務局次長	課長
農業委員会事務局の副参事	課長補佐

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 5 号

大津市職員服務規程（昭和29年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 1 項中「するとともに当日の業務処理に必要な準備を整えておくものとする」を「しなければならない」に改める。

第 5 条第 1 項後段を削り、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 所属長は、毎月、市長が指定する日までに、所属職員の前月中における出勤状況を記録した勤務報告書を作成しなければならない。
- 3 前項の勤務報告書は、所属長が押印の上、保存しておかななければならない。

第11条第 1 項中「営利企業等従事許可願」を「営利企業等従事許可申請書」に改める。

第14条中「所属長」を「職員」に、「に」「非常持出」の表示（赤紙に墨書）をし、提出」を「を整理し、搬出」に改める。

第17条第 1 項中「に、庁内に当直を置く」を「において市長が必要と認めるときは、本庁、支所その他の施設等に当直を置くことができる」に改め、同項後段を削り、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 当直の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、非常時その他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

日直 大津市の休日定める条例（平成元年条例第67号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の午前 8 時40分から午後 5 時25分まで

宿直 午後 5 時25分から翌日午前 8 時40分まで

第19条及び第20条を削る。

第21条中「当直員」を「当直勤務を命じられた職員（以下「当直員」という。）」に改め、同条を第19条とし、第22条を第20条とし、第23条を第21条とする。

第24条中「自己と同等の資格を有する」を「他の」に改め、同条を第22条とし、第25条を第23条とし、第26条を第24条とし、第27条を第25条とする。

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市訓令第6号**

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

第3条第1項中「8人」を「7人」に改め、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「12人」を「11人」に改め、同条第2項第2号中「総務部政策監」を「総務部次長」に改め、同項第7号中「道路建設課長、道路・河川管理課長」を「道路・河川課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市訓令第7号**

大津市保健所事務決裁規程（平成21年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

第11条中「第10条第2項」を「第10条第5項」に改め、「、「次長若しくは政策監」とあるのは「次長」とを削り、「第8条」を「第10条」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市訓令第8号**

大津市土地利用問題協議会規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

第2条第2項中「、政策統括監」を削り、同条第3項中「政策調整部政策監」を「政策調整部次長」に、「産業観光部政策監」を「産業観光部次長」に、「未来まちづくり部政策監」を「未来まちづくり部次長」に改める。

第5条第2項中「政策統括監」を「政策調整部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第89号**

昭和12年告示第6号（市政功労者表彰規程）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

第3条中「既に表彰した」を「表彰を受けたことがある」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、前項の表彰状及び記念品は、その遺族に贈呈する。

**附 則**

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市告示第90号**

平成8年告示第65号(政治倫理の確立のための大津市長の資産等の公開に関する条例に基づく報告書の閲覧場所の指定について)の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市長 越 直 美

「大津市役所政策調整部秘書課」を「大津市役所政策調整部市長公室」に改める。

**福 祉 事 務 所 訓 令**

**大津市福祉事務所訓令第1号**

大津市福祉事務所事務決裁規程(昭和59年福祉事務所訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市福祉事務所長 小 野 昌 幸

別表第2号の表健康長寿課の部中「健康長寿課」を「長寿政策課」に改め、同号の表障害福祉課の部3の款3の項中「第27条」を「第27条第1項の規定」に改め、同部4の款7の項中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改め、同号の表生活福祉課の部1の款中22の項を23の項とし、18の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、同款17の項中「第77条」の次に「、第77条の2」を加え、同項を同款18の項とし、同款中14の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、同款13の項中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同項を同款14の項とし、同款12の項の次に次の1項を加える。

13 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給の決定

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2号の表障害福祉課の部3の款3の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

**企 業 局 管 理 規 程**

**大津市企業局管理規程第3号**

大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程を次のように定める。

平成31年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)第4条の3第5項の規定に基づき、大津市ガス特定運営事業等検証委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、公営企業管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について検証し、その結果を答申する。

ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者(以下「運営権者」という。)の経営状況に関すること。

運営権者の行う業務に係る要求水準の達成状況に関すること。

運営権者の発意に基づくガス事業施設の利用に係る利用料金の額の改定に関すること。

前3号に掲げるもののほか、ガス特定運営事業等の業務の実績についての検証等に関し公営企業管理者が必要と認める事項に関すること。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会 議 )

**第 5 条** 委員会の会議 (以下「会議」という。 ) は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 関係者の出席 )

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

**第 7 条** 委員会の庶務は、企業局企業総務部企業総務課経営戦略室において処理する。

( その他 )

**第 8 条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第 4 号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係企業局管理規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を

改正する条例の施行に伴う関係企業局管理規程の整理に関する規程

( 大津市ガス供給規程の一部改正 )

**第 1 条** 大津市ガス供給規程 (昭和 52 年企業局管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条」を「第 31 条」に改める。

第 4 条中「条例第 3 条の 2 の規定による申込み (以下「申込み」という。 ) があつたときは、その申込みの際における」を「ガスメーターを設置し、又は取り替えるときは、」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「申込みに伴い」を削る。

第 9 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 6 号」を「前項第 5 号」に、「同項第 7 号」を「同項第 6 号」に改める。

第 14 条第 2 項及び第 3 項中「需要家」を「使用者」に改める。

第 17 条第 1 項第 4 号中「小売供給の」を「ガスの供給に係る」に改める。

( 大津市ガス託送供給に関する規程の一部改正 )

**第 2 条** 大津市ガス託送供給に関する規程 (平成 16 年企業局管理規程第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条」を「第 23 条」に改める。

( 大津市指定ガス工事店規程の一部改正 )

**第 3 条** 大津市指定ガス工事店規程 (平成 19 年企業局管理規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「ガス小売事業及び」を削る。

( 大津市ガス最終保障供給に関する規程の一部改正 )

**第 4 条** 大津市ガス最終保障供給に関する規程 (平成 29 年企業局管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条第 2 項」を「第 19 条の 4 」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号中「又はガス事業法第 14 条第 1 項に規定する小売供給契約」を削る。

( 大津市ガス大口供給に関する規程及び大津市ガス小売供給に関する規程の廃止 )

**第 5 条** 次に掲げる規程は、廃止する。

大津市ガス大口供給に関する規程 (平成 7 年企業局管理規程第 10 号)

大津市ガス小売供給に関する規程 (平成 29 年企業局管理規程第 6 号)

#### 附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第 5 号

次に掲げる規程は、廃止する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市企業局指令室設置規程 ( 平成 6 年企業局管理規程第 11 号 )

大津市ガス特定運営事業等審査委員会規程 ( 平成 30 年企業局管理規程第 3 号 )

大津市企業局管理規程第 6 号

大津市企業局事務分掌規程 ( 昭和 40 年公営企業部管理規程第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

平成 31 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 2 条第 1 項中 「企業総務課 経営戦略課」 を「企業総務課」に、「維持管理課 安全サービス課」 を「維持管理課」に改め、同条第

3 項中 「経営戦略課 官民連携推進室 維持管理課 ガス施設管理室」 を「企業総務課 経営戦略室」 に改め、同条第 4 項を削る。

第 2 条の 2 中「ガス施設管理室」を「経営戦略室」に改める。

第 3 条第 1 項中「、室次長」を削り、同条第 2 項中「浄水管理センター所長」の次に「、連携調整監」を加える。

第 4 条の表所長の項中「研修センター又は」を削り、同表室次長の項を削り、同表浄水管理センター所長の項の次に次のように加える。

連携調整監	上司の命を受け、ガスの保安に関する事務であって、ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者 ( 以下「運営権者」という。 ) との調整に係るものを処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
-------	---

第 5 条第 1 号中ケを削り、コをケとし、サからセまでをコからスまでとする。

第 6 条第 12 号中「局及び課」を「局、課及び危機管理室」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 3 号中「需要家」を「使用者」に改め、同条第 7 号中「及びガス料金」を「並びに託送供給、最終保障供給及び液化石油ガス販売事業に係るガスの料金 ( 以下「ガス料金」という。 ) 」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条を第 11 条とする。

第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

第 16 条各号を次のように改める。

送水管及び配水管、ガス導管並びに公共下水道 ( 処理施設を除く。 ) の点検、補修及び維持管理に関する  
こと。

水道及びガスの保安に関すること。

水道及びガス施設の災害対策及び教育訓練に関すること。

送水管及び配水管並びにガス導管の用地管理に関すること。

送水管及び配水管並びにガス導管に係る占用許可の更新事務に関すること。

業務用無線設備の維持管理に関すること。

経年埋設内管対策に関すること。

送水管及び配水管の管理計画の策定及び実施に関すること。

送水管及び配水管の漏水防止計画の策定及び実施に関すること。

水道の私有管等の受納処理に関すること。

整圧器、バルブ及び電気防食施設の改良工事の設計及び施工並びに維持管理に関すること。

ガバナ遠隔監視制御システムの維持管理及び運用に関すること。

液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。

公共下水道に係る用地の保安全管理に関すること。

公共下水道台帳の管理に関すること。

他工事の受付、協議、立会及び巡回に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第16条を第15条とし、第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条危機管理室の項中第 4 号を削り、同条官民連携推進室の項及びガス施設管理室の項を次のように改める。  
経営戦略室

- 局の事業の経営企画、経営戦略並びに広報戦略及び活動に関すること。
- 局の事業に係る計画の総合調整に関すること。
- 局の事業の経営に係る調査及び研究に関すること。
- 料金及び使用料の調査、検討及び設定に関すること。
- ガス事業の託送供給に関すること。
- 官民連携に関すること。
- 運営権者との契約、調整等に関すること。
- 大津市ガス特定運営事業等検証委員会に関すること。
- 室の一般庶務に関すること。

第20条を第18条とし、第21条を削る。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。  
( 大津市企業局文書取扱規程の一部改正 )
- 2 大津企業局文書取扱規程 ( 昭和30年公営企業部管理規程第 6 号 ) の一部を次のように改正する。  
別表中「経営戦略課」を「企業総務課経営戦略室」に改める。

大津市企業局管理規程第 7 号

大津市企業局事務決裁規程 ( 昭和60年企業局管理規程第 4 号 ) の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 2 条第11号及び第12号を次のように改める。

- 課長 分掌規程に規定する課長及び室長 ( 次号に規定する室長を除く。 ) をいう。
- 課長補佐 分掌規程に規定する室長 ( 経営戦略室長に限る。 ) 及び課長補佐をいう。

第 9 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

連携調整監は、局長、次長又は課長の命を受け、ガスの保安に関する事務であって、ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者との調整を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、連携調整監は、局長、次長又は課長が定めるものについては課長と同等の職務権限を行使するものとする。

別表第 1 号の表 1 の部 1 の項第 1 号中 「経営戦略課長  
経営経理課長」 を「経営経理課長」に改め、同項第 2 号中「経営戦略課長」を「経営戦略室長」に改め、別表第 1 号の表 2 の部 3 の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次のように加える。

在宅勤務の実施の承認								
ア 課長相当職位以上の職位								
イ アに掲げる職位以外の役付職位及び一般職員								

別表第 1 号の表 3 の部 1 の項及び 2 の項中 「経営戦略課長  
経営経理課長」 を「経営経理課長  
経営戦略室長」に改め、同部17の項、18の項及び22の項中「経営戦略課長」を「経営戦略室長」に改め、同部に次のように加える。

23 大津市企業局文書取扱規程 ( 昭和30年公営企業部管理規程第 6 号 ) に基づく文書の審査の依頼						経営経理課長	合議は、予算 ( 将来の財政負担を含む。 ) を伴うものに限る。
--	--	--	--	--	--	--------	----------------------------------



4 指定ガス 工事店に 関する 事務	重要なもの 一般的なもの 1 工事店の指定並びにその効果の更新、取消し及び停止 特に重要なもの								契約管財課長
	重要なもの 一般的なもの 2 外管責任技術者及び外管工事士の登録並びにその効果の更新、取消し及び停止 特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの								企業総務課長 契約管財課長

別表第 2 号の表に次のように加える。

危機管理室	1 防災に関する事務	1 企業局災害対策本部の設置及び廃止の決定 2 災害対策訓練の実施の決定							
経営戦略室	1 託送供給に関する事務	1 託送供給の受入れの決定 2 基本契約の締結、変更又は解除 3 個別契約の締結、変更又は解除 4 保証金の徴収又は減免の決定							企業総務課長 経営経理課長 料金収納課長 企業総務課長 経営経理課長 料金収納課長

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第 8 号**

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 3 条 第 1 項 中 第 10 号 を 削 り、 第 9 号 を 第 10 号 と し、 第 8 号 を 第 9 号 と し、 第 7 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。  
 連携調整監

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第 9 号**

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条の2第1項第1号中「支出命令及び振替命令」を「支払伝票、払出伝票及び振替伝票」に改める。

第6条第1項中「および」を「、払出伝票及び」に改め、同条第3項中「取引」の次に「のうち次項に規定する取引以外の取引」を加え、同条第4項中「前2項」を「前3項」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 払出伝票は、現金支払の取引のうち預り金、前払金、引当金等予算執行を伴わない取引について発行する。

第9条第2項中「前項の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 帳簿は、電子計算機により作成した電磁的記録をもってこれに代えることができる。

第14条第1項中「調定書」を「振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合にあっては、収入伝票）」に改め、「受け」の次に「、これを企業出納員に送付するとともに」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第16条第1項中「前2条」を「第14条」に、「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に改める。

第20条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「各課の長」に、「振替伝票を発行」を「支払伝票、払出伝票又は振替伝票を発行し、企業出納員に送付」に改める。

第21条第2項中「企業出納員」を「各課の長」に改め、「発行」の次に「し、企業出納員に送付」を加える。

第22条第2項中「企業出納員」を「各課の長」に、「振替伝票を発行」を「支払伝票、払出伝票又は振替伝票を発行し、企業出納員に送付」に改める。

第23条の見出し中「支払伝票」の次に「又は払出伝票」を加え、同条第1項中「企業出納員」を「各課の長」に、「支払伝票を発行」を「支払伝票又は払出伝票を発行し、企業出納員に送付」に改め、同条第2項中「支払伝票」の次に「又は払出伝票」を加え、「および」を「及び」に改め、同条第3項中「を行なう」を「又は払出を行う」に改め、「勘定科目および」を削り、「支払伝票」の次に「又は払出伝票」を、「支払額」の次に「又は払出額」を加え、同条第4項中「支払伝票」の次に「又は払出伝票」を加え、「または」を「又は」に、「支払おう」を「支払又は払出をしよう」に改める。

第24条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「各課の長」に、「支払伝票を発行」を「支払伝票又は払出伝票を発行し、企業出納員に送付」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「かかる」を「係る」に、「および」を「及び」に、「企業出納員」を「各課の長」に改め、同条第4項中「企業出納員」を「各課の長」に改め、「発行し」の次に「、当該精算書を添えて企業出納員に送付するとともに」を加える。

第33条中「企業出納員」を「各課の長」に、「受け入れた」を「受け入れる」に改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

#### 料金収納預り金

第34条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「および」を「及び」に、「または払出した」を「又は払い出す」に改め、同条第2項中「または、」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第3項中「企業出納員は」の次に「、前項の払出伝票に基づき」を加え、「、支払伝票を発行し」を削り、「または、」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 各課の長は、預り金を払い出す場合は、払出伝票を発行し、企業出納員に送付しなければならない。

第41条第2号を次のように改める。

#### 修繕したものについては、修繕に要した価格

第42条中「企業出納員」を「各課の長」に改め、「入庫伝票」の次に「及び振替伝票」を加え、「これに基づき物品出納簿に記帳」を「企業出納員に送付」に、「振替伝票を発行」を「物品出納簿に記帳」に改める。

第44条第2項中「企業出納員」を「各課の長」に、「に基づき出庫伝票」を「を受けたときは、出庫伝票及び振替伝票」に、「物品出納簿に記帳」を「企業出納員に送付」に、「振替伝票を発行」を「物品出納簿に記帳」に改める。

第46条第3項を削る。

第68条を次のように改める。

#### 第68条 削除

第72条中「各課の長」を「経営経理課長」に改める。

第73条中「第2条第4号」を「第2条第1項第2号」に改める。

別表第1第1号の表退職給付費の項中「退職給付費」を「報酬」に改め、同号の表旅費の項を次のように改める。

旅費		
退職給付費		
報償費 嘱託・臨時職員の通勤手当 前号以外の支出	1 件10万円以上のもの	1 件10万円未満のもの

別表第 1 第 1 号の表雑費の項を削り、別表第 1 第 2 号の表退職給付費の項中「退職給付費」を「報酬」に改め、同号の表旅費の項を次のように改める。

旅費		
退職給付費		
報償費 嘱託・臨時職員の通勤手当 前号以外の支出	1 件10万円以上のもの	1 件10万円未満のもの

別表第 1 第 2 号の表報償費の項及び雑費の項を削り、別表第 1 第 3 号の表賃金の項の次に次のように加える。

報酬		
----	--	--

別表第 1 第 3 号の表退職給付費の項の次に次のように加える。

報償費 嘱託・臨時職員の通勤手当 前号以外の支出	1 件10万円以上のもの	1 件10万円未満のもの
--------------------------------	--------------	--------------

別表第 1 第 3 号の表旅費の項を次のように改める。

旅費		
----	--	--

別表第 1 第 3 号の表雑費の項を次のように改める。

雑費 食糧費 前号以外の支出	1 件10万円以上のもの 1 件300万円以上のもの	1 件10万円未満のもの 1 件300万円未満のもの
----------------------	-------------------------------	-------------------------------

別表第 2 第 1 号費用勘定の表中

「				その他雑支出	」	を
「				その他雑支出	」	に、
				消費税及び地方消費税		
「				減損損失	」	を
「				減損損失	」	に
				災害による損失		



		その他投資	
「		破産更正債権等貸倒引当金	に、
		その他投資	
「		現金	を
		預金	
「		現金・預金	に改め、
		現金・預金	
		大口預金	
「		貯蔵品	及び
「		短期貸付金貸倒引当金	を
削り、同号負債勘定の表中		営業未払金	を
「		営業未払金	に、
		未払物件費	
		未払工事費	
		未払修繕費	
		その他営業未払金	
「	未払費用		を
「		未払物件費	に、
		未払工事費	
		未払修繕費	
		その他建設改良未払金	
		その他未払金	

未払費用		
	未払人件費	
	未払利息	
	その他未払人件費	

」

「

	仮受消費税及び地方消費税	
--	--------------	--

を

」

「

	仮受消費税及び地方消費税	
		仮受消費税及び地方消費税
		特定収入仮受消費税及び地方消費税

に、

」

「

		他会計補助金
--	--	--------

を

」

「

		他会計補助金
	建設仮勘定の財源となった補助金等	

に

」

改め、別表第 2 第 2 号費用勘定の表中「請負工事費」を「工事費」に、

「

		その他雑支出
--	--	--------

を

」

「

		その他雑支出
	消費税及び地方消費税	

に、

」

「

		減損損失
--	--	------

を

」

「

		減損損失
	災害による損失	
		災害による損失

に

」

改め、同号資産勘定の表中

「

		車両運搬具
	工具、器具及び備品	

を

			工具、器具及び備品		
「					」
			工具、器具及び備品		に、
「					」
				借地権	
		地上権			
			地上権		
		施設利用権			を
			施設利用権		
		電話加入権			
			電話加入権		
「					」
		地上権			
		施設利用権			に、
		電話加入権			
「					」
	投資その他資産		その他無形固定資産		
					を
		投資有価証券			
			投資有価証券		
「					」
	投資その他資産				
		投資有価証券			に、
「					」
			長期貸付金貸倒引当金		
		破産更正債権等			
			破産更正債権等		
		破産更正債権等貸倒引当金			を
			破産更正債権等貸倒引当金		
		その他投資			
			その他投資		
「					」

「				破産更正債権等		に、
			破産更正債権等貸倒引当金			
			その他投資			

「			を	現金	に、	現金・預金
				預金		大口預金

「			を		未収下水道使用料	を

「			に、		未収下水道使用料	に、
					未収雨水処理負担金	

「			を		未収消費税及び地方消費税還付金	を
					その他営業外未収金	
				その他未収金		
					未収負担金	

「			に改め、		未収他会計負担金	に改め、
					未収他会計補助金	
					未収国県等補助金	
					未収負担金	
					未収消費税及び地方消費税還付金	
					未収雑収益	
					その他営業外未収金	
				その他未収金		
					未収企業債	
					未収負担金	
	未収出資金					
	未収補助金					

「			、		貯蔵品	、
					貯蔵品	



	未払人件費	
	未払利息	
	その他未払人件費	

」

「

	営業前受金	
営業外前受金		
	営業外前受金	
その他前受金		
	その他前受金	

を

「

営業外前受金		
その他前受金		

に、

「

	仮受消費税及び地方消費税	
--	--------------	--

を

「

	仮受消費税及び地方消費税	
	特定収入仮受消費税及び地方消費税	

に、

「

	その他長期前受金	
--	----------	--

を

「

	その他長期前受金	
建設仮勘定の財源となった補助金等		

に

改め、同号資本勘定の表中

「

	固有資本金	
出資金		
	出資金	
組入資本金		
	組入資本金	
引継資本金		
	引継資本金	

を

」

		出資金		に、
		組入資本金		
		引継資本金		

			受贈財産評価額	を
		寄附金		
		寄附金		
		受益者負担金		
		受益者負担金		
		工事負担金		
		工事負担金		
		保険差益		
		保険差益		
		国庫補助金		
		国庫補助金		
		県補助金		
	県補助金			

		寄附金		に
		受益者負担金		
		工事負担金		
		保険差益		
		国庫補助金		
		県補助金		

改め、別表第 2 第 3 号収益勘定の表中

		その他営業雑収益		を
--	--	----------	--	---

		その他営業雑収益		に
	附帯事業収益			
		特定事業収益		
		受託事業収益		
		その他特定事業収益		

改め、同号費用勘定の表中

「		雑費	を
	」		
「		雑費	に、
	附帯事業費用		
	特定事業費用	給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		賃金	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		厚生福利費	
		報償費	
		修繕費	
		消耗品費	
		旅費	
		通信費	
		保険料	
		賃借料	
		委託作業費	
		租税課金	
		固定資産除却費	
広告料			
負担金			
庁費分担金			
雑費			
減価償却費			
」			
「		減損損失	を
	」		
「		減損損失	に
		災害による損失	
	」		

改め、同号資産勘定の表中



「			営業未払金		を
			」		
「			営業未払金		に、
			未払物件費		
			未払工事費		
			未払修繕費		
			その他営業未払金		
」					
「			未払費用		を
			」		
「				未払物件費	に、
			未払工事費		
			未払修繕費		
			その他建設改良未払金		
			その他未払金		
		未払費用			
			未払人件費		
			未払利息		
	その他未払人件費				
」					
「			料金還付金		を
			」		
「			料金還付金		に、
			料金収納預り金		
」					
「				他会計補助金	を
			」		
「				他会計補助金	に
			建設仮勘定の財源となつた補助金等		
」					

改める。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**大津市監査委員規程第 1 号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程（平成24年監査委員規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 1 日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

第 3 条中「次長」を「事務局長」に改める。

第 4 条の見出し中「本部員」を「推進員」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号。以下「規則」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「の次席」を削り、同項を同条第 2 項とする。

**附 則**

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。